

STOP! 客引き!

客引き行為等の適正化に関する
条例が施行されました。

禁止区域内での
飲食店を含む全ての
客引き行為等が禁止となります。



禁止区域の指定について

⚠ 令和4年11月中旬に禁止区域を指定

👉 禁止区域……小倉駅周辺(魚町、京町周辺)

⚠ 令和4年12月から禁止区域では、全ての客引き行為等が「禁止」

違反者に対する処罰

⚠ 5万円以下の過料

⚠ 氏名等の公表(インターネット上に公開)



▼ ▼ ▼ 詳しくは、裏面をご覧ください。 ▼ ▼ ▼

禁止区域内では一切の 客引き行為等が禁止!!

禁止行為

客引き行為

不特定の者の中から
相手方を特定して
客となるよう勧誘する行為。
(キャッチ行為)

勧誘行為

不特定の者の中から
相手方を特定して役務に
従事するよう勧誘する行為。
(スカウト行為)

客待ち行為

公衆の目に触れるような
方法で客引き行為又は
役務勧誘行為の相手方と
なるべき者を待つ行為



☑ 客引き行為・勧誘行為とは・・・

道路等の公共の場所で、相手方を特定して、客となるようにもしくは、役務に従事するように誘う行為です。

ご不明な点がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡いただきますよう、お願いします。

禁止区域内では、全ての客引き行為等を **すること** **させること** が禁止となります。